

# 東日本大震災

## 支援金の申請期限を再延長

☎ 社会福祉課 ☎ (50) 1209

### 被災者生活再建支援金 (国)

■対象 東日本大震災により、全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯、もしくは半壊または敷地被害が生じ、やむを得ない事由で住宅を解体した世帯

■申請期限 平成29年4月10日

### 香取市液状化等被害住宅再建支援金

■対象 国の被災者生活再建支援制度に該当しない世帯

■申請期限 平成29年4月10日 (工事完了まで)

※国の被災者生活再建支援制度との併給はできません  
※対象となる工事などには要件がありますので、詳細は問い合わせください

## 被災者住宅再建資金利子補給事業の申請期限を1年延長

☎ 都市整備課 ☎ (50) 1214

■助成対象 東日本大震災の被災者または親族が市内で被災した住宅の修繕または新たな住宅の建設・購入のために100万円以上の資金を金融機関から借り入れた場合の返済利子

■申請期限 平成29年3月31日

※対象要件・必要書類など詳細は問い合わせください

## 住宅の液状化対策工事費用の一部を助成

☎ 都市整備課 ☎ (50) 1214

■助成対象 東日本大震災により一部損壊以上の被害を受けた住宅の所有者またはその親族が被害を受けた住宅の敷地に新築する住宅または既存の住宅に、建築士の設計に基づき基礎より下部に施工する液状化対策工事

■助成金額 液状化対策工事費用の2分の1以内で50万円まで  
※国の被災者生活再建支援制度または県液状化等被害住宅再建支援事業との併給はできません

※対象要件・必要書類など詳細は問い合わせください

## ごみのこと かんガエル



☎ 伊地山グリーンセンター ☎ (59) 2148  
☎ 仁良清掃工場 ☎ (78) 2144

### ごみの直接搬入について

現在、ごみを直接搬入することができる施設は伊地山グリーンセンターと仁良清掃工場跡地の2カ所あります。

4月から、処理施設へ直接搬入する際には、「家庭ごみ搬入申請書」または「事業所一般廃棄物搬入申請書」が必要となります。

申請書は、香取広域市町村圏事務組合のホームページからダウンロードできるほか、市役所、各支所の窓口にもあります。ごみを直接搬入する際には、必ず事前に必要事項を記載の上、各施設へ提出してください。ゴールデンウィークと年末年始を除く土曜日、祝日も搬入できます。

## 地域振興事業を募集

## 目指そう 地域の特色を生かしたまちづくり

☎ 市民協働課 ☎ (50) 1261

市では、地域課題の解決に向けた取り組みや、地域を元気にしていくための取り組みなどに対し助成を行います。

### ■応募要件

団体の代表者が市内在住・在勤で、満20歳以上の2人を含む、5人以上で組織している団体 (政治活動・宗教活動、営利目的の団体を除く)

### ■対象事業

高齢者の生きがい創出、子育て支援、伝統芸能の保存・継承、地域資源を活用したイベント開催など  
※詳細は募集要項を参照して

ください

■補助の回数 原則2回まで

■補助額

対象経費の10分の9 (2回目は10分の8) 以内とし、上限は1団体20万円

■応募方法

申請書に記入し、必要書類を添えて、5月9日(月)(必着)までに市民協働課へ提出してください。

### ■募集要項などの配布

市民協働課、各支所にて配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

## 平成28年度 住宅用省エネルギー設備設置補助金募集のご案内

☎ 環境安全課 ☎ (50) 1248

新たに設置する住宅用省エネルギー設備に対し、予算の範囲内で設置費の一部を補助します。

※補助金の申請は、工事着工前に申し込みが必要です

■受付開始日 4月1日(金)

■申請方法 環境安全課窓口、各支所または市ホームページで配布する「申請の手引き」に記載の必要書類を用意して環境安全課に提出してください。



## 香取市空き家バンクをご存じですか?

☎ 企画政策課 ☎ (50) 1206

空き家バンクとは、空き家を売りたい・貸したいと考える空き家所有者と、空き家を借りたい・買いたいと考えている移住・定住希望者、双方の橋渡しを市と宅建協会が協力して行う制度です。

空き家バンクへの物件掲載、利用については、物件登録や利用登録が必要となります。随時、空き家物件を募集していますので、お気軽に問い合わせください。



## 入札参加資格審査申請の随時受け付け

☎ 財政課 ☎ (50) 1207

平成28・29年度に市が発注する建設工事、測量・コンサル、物品、委託の入札に参加希望の法人などは、入札参加資格審査を受け、香取市入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

随時申請の受け付けを開始しますので、名簿登録を希望する法人などは申請してください。

### ■申請受付期間

4月18日(月)~5月13日(金) (第1回)  
第2回目以降の受け付けについては、入札参加資格審査申請マニュアルなどで確認ください。

■名簿登録日 7月1日(金) (第1回)

■名簿登録期間 名簿登録日~平成30年3月31日

### ■申請方法

①ちば電子調達システムにより電子申請を行います (ICカードは使用しません)。

②電子申請の手続き終了後、各種申請書を印刷し、必要な添付書類と併せて、千葉県電子自治体共同運営協議会 (共同受付窓口) へ郵送または持ち込みで提出してください。

### ■その他

市へ申請を行えば香取広域市町村圏事務組合、香取市東庄町病院組合への申請は不要です。